

柔道整復師の施術所におけるオンライン資格確認について

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所における オンライン資格確認の導入状況①

(令和7年2月23日時点)

1. 柔道整復師施術所全体

利用申請済施設数

37,985施設 **(84.9%)**

(参考) 全施設数 44,744施設

準備完了施設数

36,161施設 **(80.8%)**

(※) 運用開始日入力済み施設数については、27,569施設(61.6%)。

(※) 併設申告を行っている施術所については、主たる施術所の導入状況に合わせている。

(※) 各種文書郵送時に返付された施設については、運営の実態が明らかでないため、「全施設数」には含めていない。

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

利用申請済施設数

17,709施設 **(53.4%)**

(参考) 全施設数 33,175施設

準備完了施設数

14,211施設 **(42.8%)**

(※) 運用開始日入力済み施設数については、8,010施設(24.1%)。

(※) 併設申告を行っている施術所については、主たる施術所の導入状況に合わせている。

(※) 各種文書郵送時に返付された施設については、運営の実態が明らかでないため、「全施設数」には含めていない。

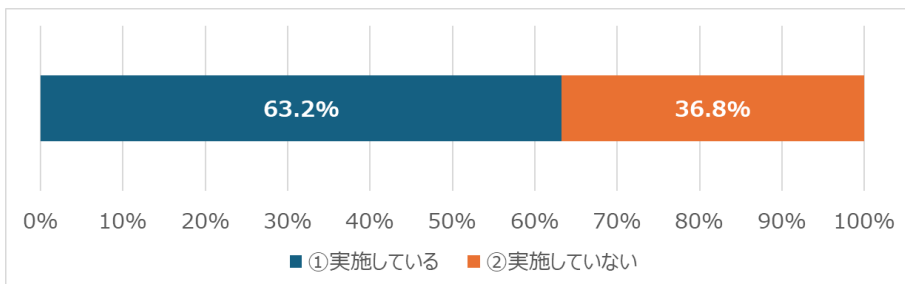
未導入施設への導入状況調査の結果①（柔整）

厚生労働省において、未導入施設（※）に対して、やむを得ない事由に該当するかどうかなど、導入状況調査を実施。
（※）令和6年12月26日時点で、利用申請を行っていない施設（9,511件）。回答施設数：1,096件。

1. 柔道整復師施術所全体

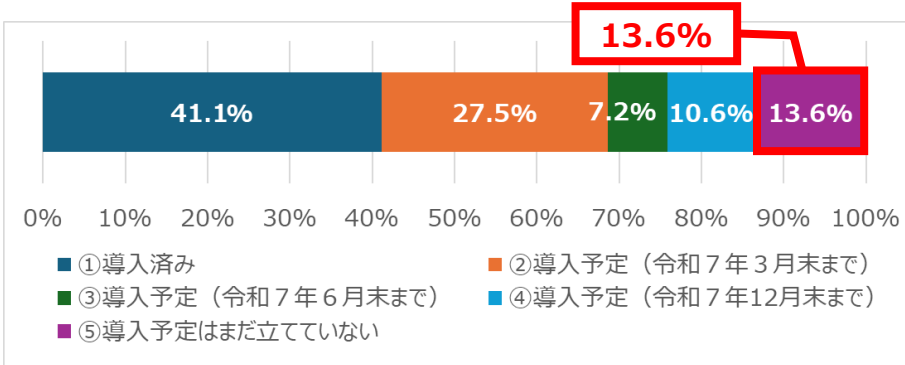
◆約63%が直近1年間の受領委任払いの実施あり

Q1：直近1年間に受領委任払いを実施していますか。



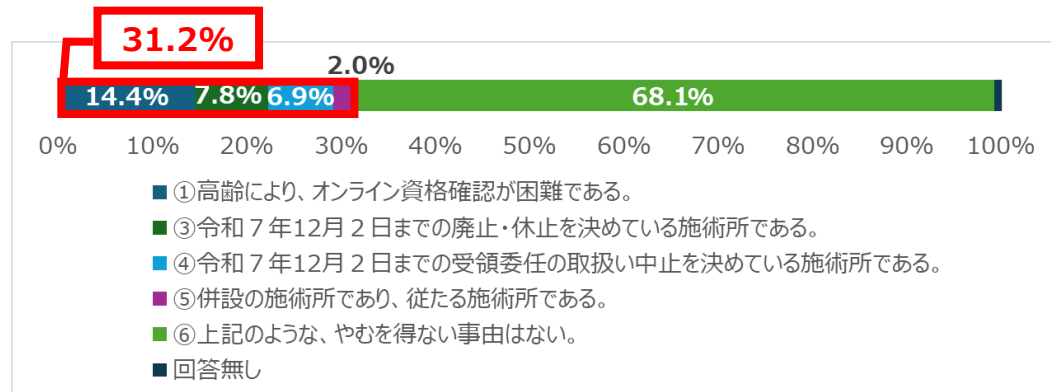
◆義務化対象施設の約14%がまだ導入の予定を立てることができていない

Q3：導入時期を教えてください。（⑥やむを得ない事由はないと回答した方のみ）



◆直近1年間で受領委任払いを実施している施設の内、約31%がやむを得ない事由または併設の従たる施術所

Q2：やむを得ない事由等について、①～⑥の内当てはまるものを選択してください。



（参考）直近1年間に受領委任払いを実施している施設数：693施設
受領委任を実施していない施設数：403施設

（参考）直近1年間で受領委任払いを実施している施設の内、やむを得ない事由等の内訳

・ 施術者が皆、高齢	100
・ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている	54
・ 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている	48
・ 併設の施術所であり、従たる施術所である	14
合計	216

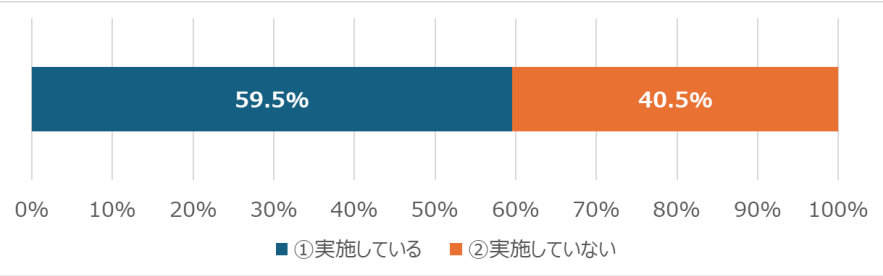
未導入施設への導入状況調査の結果②（あはき）

厚生労働省において、未導入施設（※）に対して、やむを得ない事由に該当するかどうかなど、導入状況調査を実施。
（※）令和6年12月26日時点で、利用申請を行っていない施設（20,566件）。回答施設数：2,311件。

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

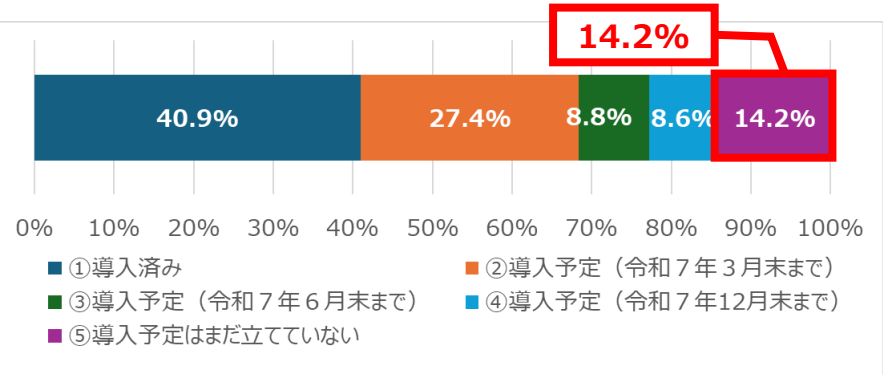
◆約60%が直近1年間の受領委任払いの実施あり

Q1：直近1年間に受領委任払いを実施していますか。



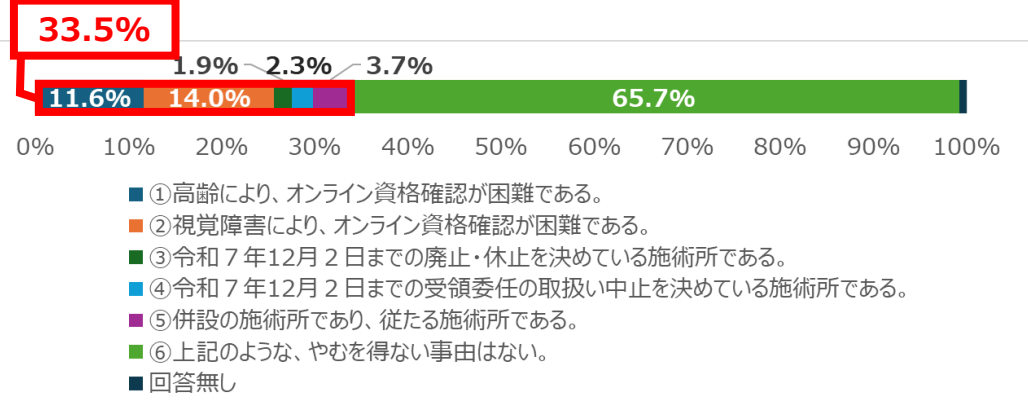
◆義務化対象施設の約14%がまだ導入の予定を立てることができていない

Q3：導入時期を教えてください。（⑥やむを得ない事由はないと回答した方のみ）



◆直近1年間で受領委任払いを実施している施設の内、約34%がやむを得ない事由 または 併設の従たる施術所

Q2：やむを得ない事由等について、①～⑥の内当てはまるものを選択してください。



（参考）直近1年間に受領委任払いを実施している施設数：1,376施設
受領委任を実施していない施設数：935施設

（参考）直近1年間で受領委任払いを実施している施設の内、やむを得ない事由等の内訳

・施術者が皆、高齢	160
・施術者が皆、視覚障害	192
・令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている	26
・令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている	32
・併設の施術所であり、従たる施術所である	51
合計	461

未導入施設への導入状況調査の結果③

厚生労働省において、未導入施設（※）に対して、やむを得ない事由に該当するかどうかなど、導入状況調査を実施。直近の導入状況も踏まえた今後対応が必要な施設数は、以下のとおり。

（※）令和6年12月26日時点で、利用申請を行っていない施設。

1. 柔道整復師施術所全体

全施設数（R7/2/23時点）		44,744施設
未導入施設数（R7/2/23時点）		6,759施設
(参考) R6/12/26時点の未導入施設は9,511施設	やむを得ない事由等に該当する旨の回答があった施術所 （直近1年間で受領委任払いを実施）	216施設
	やむを得ない事由等に該当する旨の回答があった施術所 （直近1年間で受領委任払いの実施無し）	206施設
	上記以外 →今後対応が必要な施設 （※）直近1年間で受領委任払いの実施無しの施術所を含む	6,337施設

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

全施設数（R7/2/23時点）		33,175施設
未導入施設数（R7/2/23時点）		15,466施設
(参考) R6/12/26時点の未導入施設は20,566施設	やむを得ない事由等に該当する旨の回答があった施術所 （直近1年間で受領委任払いを実施）	461施設
	やむを得ない事由等に該当する旨の回答があった施術所 （直近1年間で受領委任払いの実施無し）	518施設
	上記以外 →今後対応が必要な施設 （※）直近1年間で受領委任払いの実施無しの施術所を含む	14,487施設

導入状況調査の際にいただいた主な意見・要望

○導入方法

- ・ 導入方法が分かりにくい。
- ・ 対面で指導をするなど、サポートして教えてほしい。
- ・ 導入方法の講習会などを実施してほしい。
- ・ ポータルサイトのセットアップまで完了したが、それ以降の手続が分からない。

○費用面の不安

- ・ 導入に当たって費用がかかるため困っている。
- ・ 無料配布してほしい。
- ・ 導入に当たっての財政支援を詳しく知りたい。
- ・ 導入補助の申請期限に間に合わなかったため、対応できない。

○受領委任の取扱い

- ・ 現時点で受領委任の取扱いは行っていないが、今後受領委任の取扱いを再開する可能性がある。どうすれば良いか。

○患者の状況

- ・ 利用する患者がマイナンバーカードを取得しておらず、導入する必要が無い。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所における導入の促進について①

今般行った導入状況調査を踏まえ、導入済施設、義務化対象外施設、未導入施設の数把握が進んでいるところ、今後、保険医療機関等の対応も参考に、更なる導入の促進に向けて、以下のように進めてはどうか。

＜対応策（案）とスケジュールイメージ＞

時期	対応内容
令和6年12月	オンライン資格確認の導入原則義務化
令和7年4月～	<u>導入の要請を実施するとともに、導入に向けた丁寧な周知や支援を実施。</u> 令和7年12月2日の紙の保険証の経過措置終了後は、原則として患者が保有するマイナ保険証か資格確認書のいずれかによる資格確認を行うこととなり、オンライン資格確認を導入していない場合には、例えば、マイナ保険証のみを持参した患者に対して追加で被保険者番号等を確認する必要があるなど、患者側、施術所側双方に負担が生じることとなるため、速やかにオンライン資格確認を導入しなければならない。 こうした考えに基づき、以下の対応を行い、導入の要請を実施するとともに、導入に向けた丁寧な周知や支援を実施。 ・ 未導入施設（やむを得ない事由に該当する旨の回答があった施術所を除く。以下同じ。）に対し、改めて速やかな導入を要請し、今後も未導入の状態だと集団指導に移行する旨や受領委任の取扱いを行うことが中止となり得る旨を通知（1回目） ・ 未導入施設に対し、導入状況調査で把握した施術所のニーズに対応できるよう、より丁寧な案内文書を送付 ・ 補助金による導入支援：令和6年度と同様、導入に当たっての補助を令和7年度も継続して実施 ・ 協力金事業（詳細は9頁）：オンライン資格確認を導入し利用登録している施術所に対し、施術所におけるマイナ保険証利用の働き掛けに対して、協力金をもって取組の後押しを行う
令和7年8月目処	<u>集団指導に移行する旨の通知等</u> ・ 未導入施設に対し、改めて速やかな導入を要請し、今後も未導入の状態だと令和7年12月目処に集団指導に移行する旨や受領委任の取扱いを行うことが中止となり得る旨を通知（2回目） ・ 一定の施術所において、直近1年間受領委任を実施していない施術所があったことから、未導入施設において受領委任の取扱いを検討の上、必要に応じて受領委任の取扱いを中止する旨の届け出を行うよう促す

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所における導入の促進について②

今般行った導入状況調査を踏まえ、導入済施設、義務化対象外施設、未導入施設の数把握が進んでいるところ、今後、保険医療機関等の対応も参考に、更なる導入の促進に向けて、以下のように進めてはどうか。

<対応策（案）とスケジュールイメージ>

時期	対応内容
令和7年12月目処	<u>未導入施設に対し、厚生局等から集団指導の案内</u>
令和8年1月目処	<u>集団指導を実施</u>
令和8年夏目処	<u>受領委任の取扱いを中止となり得る旨の通知</u> 未導入施設に対して、令和8年12月を目処として、やむを得ない事由に該当せず、受領委任の取扱いを中止する旨の届出を行っていない場合、受領委任を行うことが中止となる旨通知
令和8年12月目処	<u>受領委任の取扱いを中止</u> 未導入施設であって、やむを得ない事由に該当せず、受領委任の取扱いを中止する旨の届出を行っていない場合、受領委任を行うことを中止とする

(参考) オンライン資格確認未導入の保険医療機関・薬局に対するこれまでの取組

時期	対応内容
令和5年4月	オンライン資格確認の導入原則義務化 ⇒以降、導入に向けた周知を繰り返し実施し、丁寧に導入を促進
12月	オンライン資格確認未導入施設に対し、速やかな導入を要請するとともに、今後も未導入の状態だと集団指導に移行する旨通知
令和6年4月	未導入施設に対し、厚生局から集団指導の案内
5月	e-ラーニングによる集団指導を実施し、月内の受講を要請 (対象施設：1,612施設) ⇒未受講の施設に対しては、7月までの受講を要請
随時	保険医療機関等でマイナンバーカードの利用を拒否等された場合に患者からデジタル庁のマイナンバー総合フリーダイヤルへ寄せられた情報を踏まえ、厚生局から当該保険医療機関等に対して文書を送付、事実関係等の確認を実施



オンライン資格確認未導入施設のうち、令和6年度の指導計画により計画されていた施設について事実確認、指導を実施

マイナ保険証利用促進のための取組に対する協力金事業（案）について（柔道整復及びあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所）

1. 事業の目的

マイナ保険証を所持していない患者等に対して、施術所の受付等において、積極的にマイナ保険証の利用勧奨等に取り組んでいただくことにより、マイナ保険証の利用促進を図る。
また、利用促進のためのインセンティブとなるように、施術所におけるマイナ保険証利用の働き掛けに対して、協力金をもって取組の後押しを行う。

2. 事業の概要

オンライン資格確認を導入し利用登録している施術所に対して、マイナ保険証利用促進のための積極的な取組（※1）の実施を前提に、定額の協力金（※2）を支払う。

（※1）利用促進に係るポスター、チラシの掲示、患者へのチラシ配布、マイナ保険証利用の声掛け等を想定。取組内容は、ポータルサイト上で報告いただく予定。

（※2）協力金の金額については、施設当たり5万円

3. 事業開始時期

令和7年4月以降を目途に、施術所の振込先口座等の登録受付を開始予定

施術所での導入に当たっての補助を
令和7年度も継続して実施

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器）の導入を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、実費補助

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。

受領委任払いを行う柔整あはき施術所における オンライン資格確認の導入の義務化の対象外となる 「やむを得ない（場合）事由」について

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料3

- ・ 柔道整復師・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化となる。
- ・ 一方、以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、義務化の対象外となる旨、令和6年11月6日に事務連絡を発出済。

1-1. 【柔道整復師の施術所】

施術者が皆、高齢（※1）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

1-2. 【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】

施術者が皆、高齢（※1）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

（※1）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。

「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

2. 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合

⇒ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない）

3. 受領委任の取扱いを中止する施術所である場合

⇒ 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合（具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない）

なお、オンライン資格確認が導入されていない施術所（※2）について、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、厚生（支）局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合がある。

（※2）上述の1～3に掲げる施術所を除く

参考資料

(参考) 厚生労働省による導入状況調査

厚生労働省において、未導入施設(※)に対して、やむを得ない事由に該当するかどうかなど、導入状況調査を実施。

(※) 令和6年12月26日時点で、利用申請を行っていない施設。



重要

オンライン資格確認に関する ご案内

**大切なお知らせです。
必ず中身をご確認ください。**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Change, Challenge, Chance



社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Service

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号
社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援基金
TEL.0800-080-4583 (通話無料)
月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00
土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00
<https://iriyohokenjyoho.service-now.com/omf>

第2章国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現～将来の賃金・所得の増加に向けて～

(1) 潜在成長率を高める国内投資の拡大

③DXの推進

(医療・介護)

マイナ保険証の利用促進と定着に向け、訪問診療等の用途拡大、2024年12月2日からオンライン資格確認の導入が原則義務化される訪問看護ステーションや柔整・あはき施術所※90における利用促進に係る支援等を行う。2025年12月1日までに現行の保険証の経過措置期間とされていることを踏まえ、マイナ保険証への更なる移行や不安解消を進めるため、継続的な周知広報を行う。

※90 2024年12月2日から訪問看護ステーション並びに受領委任払いを実施する柔道整復及びあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所にオンライン資格確認の導入が義務化される。

① 施策の目的

マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進と定着に向けて、早期の取組を後押しする。

② 対策の柱との関係

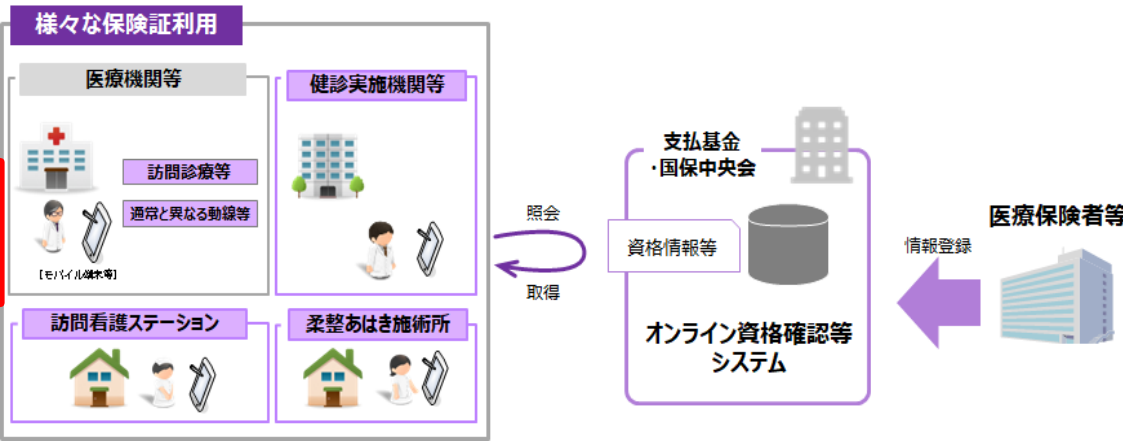
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・資格確認等における機器等の導入等の利用促進に係る支援等を行う。
- ・令和6年12月2日よりオンライン資格確認の導入が原則義務化される訪問看護ステーションや柔整あはき施術所（受領委任払いを実施する施術所に限る）の利用促進に係る支援等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- (1) オンライン資格確認の用途拡大の推進等
訪問診療等におけるオンライン資格確認に用いる機器等の導入に対する支援等を行う。
- (2) 利用促進のための医療機関・施術所等への財政支援
訪問看護ステーション・柔整あはき施術所において、マイナ保険証の利用促進を図る。



事業実施主体：社会保険診療報酬支払基金

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

オンライン資格確認の用途が訪問診療等も含めた保険医療機関・薬局等へのさらなる拡大により、外来以外も含めた保険診療等について、医療の質の向上や効率的な提供が可能となる。

局長通知（柔道整復師の施術に係る療養費について）の抜粋

甲：厚生（支）局長

乙：都道府県知事

丙：公益社団法人都道府県柔道整復師会長

丁：丙の会員

（受領委任の取扱いの中止）

15 **甲と乙は、丁又は勤務する柔道整復師について、次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。**

(1) **本協定に定める事項を遵守しなかったとき。**

(2)～(4) （略）

（受給資格の確認等）

18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。

(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出若しくは提示する資格確認書（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

（指導・監査）

41 開設者、丁及び勤務する柔道整復師は、**甲と乙が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。**

42 開設者、丁及び勤務する柔道整復師が**関係法令若しくは通達又は本協定に違反した場合は、甲と乙はその是正等について指導を行うこと。**

受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料3

マイナンバーカードのモバイル端末・PC端末に接続した汎用カードリーダーでの読み取りについてご案内ください

確認できた

- ・何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合(※)
- or
- ・オンライン資格確認導入義務化の対象外の場合

問題なし

マイナンバーカードを
持っていない方の場合

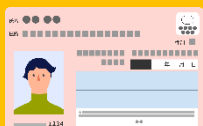
健康保険証
(~2025.12/1)



資格確認書
(2024.12/2~)

資格確認書 有効期限
XXXX
氏名 山田太郎
負担割合 3割
保険者名 ●●●

マイナ保険証



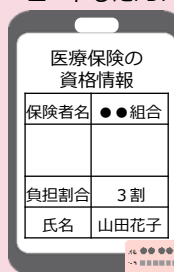
※追加で保険証の提示は
不要

※電子証明書の有効期限
後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウン
ロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の
提示は不要

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ
●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要

【2回目以降の受療の場合】

過去の受療で
請求に必要な
資格情報を把
握していれば、
患者への口頭
確認

【初検の場合】

月内の次回受
療時など、患
者に対して、
被保険者番号
等を事後的に
確認が必須

患者には適切な自己負担分(3割分等)の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を療養費支給申請書に記載して療養費請求をしてください

※オンライン資格確認等システム(マイナ資格確認アプリ)では資格情報を施術の翌月末まで事後的に被保険者番号等の確認が可能です

(※) マイナンバーカードをかざしたが「資格情報なし」・「資格(無効)」と表示された場合
モバイル端末機器等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合 等

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認運用開始に向けた準備作業の概要

1.

端末等の選定・購入

1-1

端末等の選定

各施設にてオンライン資格確認が実施可能な端末等の機器選定を行ってください。

- ◆オンライン資格確認を実施する際に必要な機器



or



or



PC (Windows)
+ 有線汎用カードリーダー
※現在業務で使用するPC
(Windows10、Windows11)
でご利用可能なものもあります。

スマートフォン

タブレット
+ Bluetooth汎用
カードリーダー

※マイナンバーカードの読み取りは、
①PC + 汎用カードリーダー、②スマート
フォン、③タブレット + 汎用カードリーダー
のいずれかが必要です

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 端末の選定

1-2

購入

選定した端末等を購入し、購入した際の領収書を保管してください。

※ 業務用でお使いの
端末で併用可のもの
もあります。



端末等を購入



領収書を保管

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 端末の購入

2.

導入・運用準備

2-1

導入

オンライン資格確認の利用申請や、機器の設定を実施してください。

- ◆導入準備例



ポータルサイトで
・ オンライン資格確認
の利用申請
・ 機器の登録



機器の設定
・ アプリのダウンロード
・ 初期設定
など

< ☒ チェックリスト >

- ☐ ポータルサイトを通じて、
オンライン資格確認の利用申請
- ☐ 機器登録
- ☐ アプリのダウンロード等の端末の設定

2-2

運用準備

導入後の受付業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください。

- ◆運用準備例



受付業務
の確認

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 受付業務等の変更点の確認

3.

助成金申請 (導入完了後)

3-1

助成金申請

ポータルサイトの手順書や案内記事を確認し、ポータルサイトを通じて助成金の申請を行ってください。

- ◆助成金申請方法



ポータルサイト
から申請

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 必要書類の準備
(領収書等)
- ☐ 助成金申請

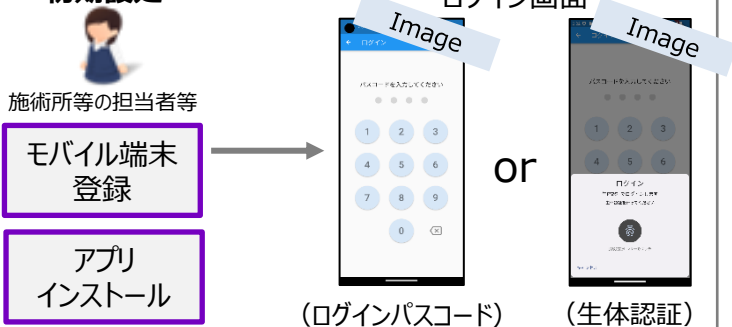
オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末の画面操作イメージ

- ・ 事前に「マイナ資格確認アプリ」の初期設定を完了した端末を用いて資格確認を行います。パスワードを入力し、アプリにログインします。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後にモバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ パソコン端末上に資格情報が表示されます。

初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

初期設定



本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

A：目視確認

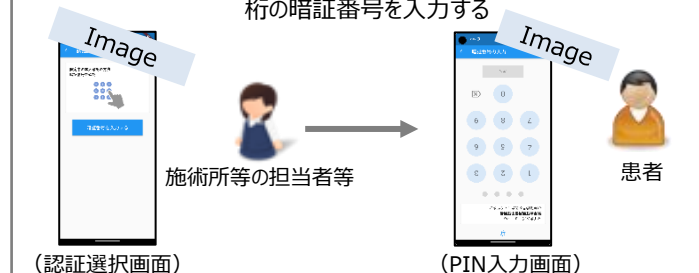
認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



or

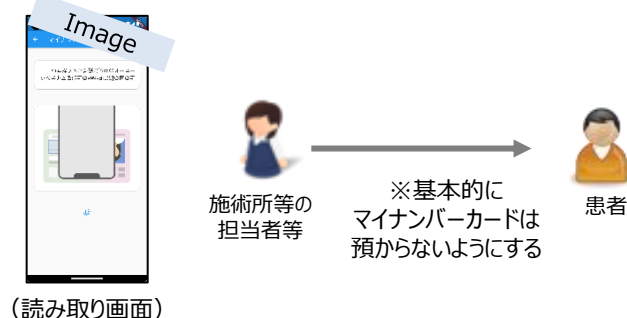
B：4桁の暗証番号入力

施術所等の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



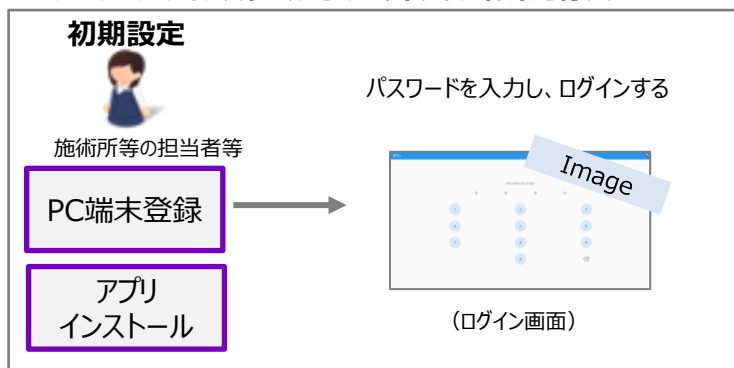
※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

オンライン資格確認（資格確認限定型）における パソコン端末の画面操作イメージ

- ・ 事前に「マイナ資格確認アプリ」の初期設定を完了した端末を用いて資格確認を行います。パスワードを入力し、アプリにログインします。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコン端末に接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ パソコン端末上に資格情報が表示されます。

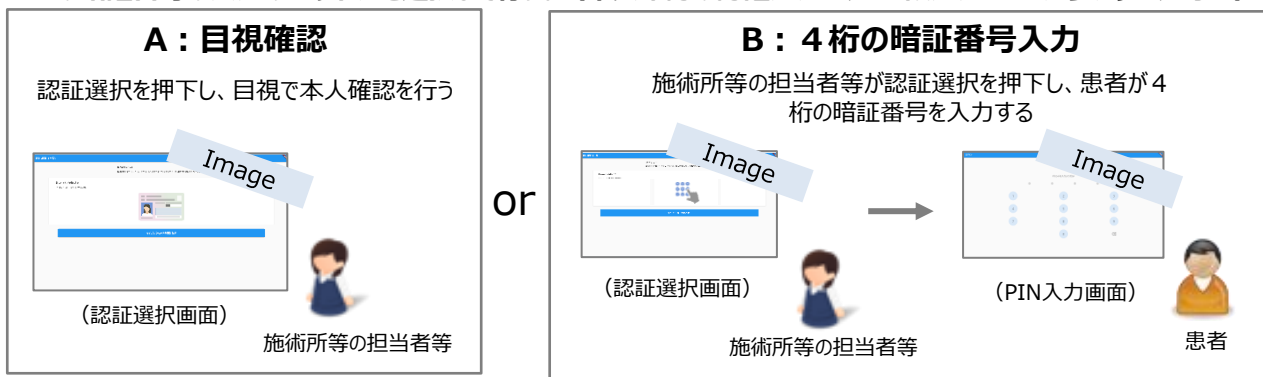
初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてPC端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



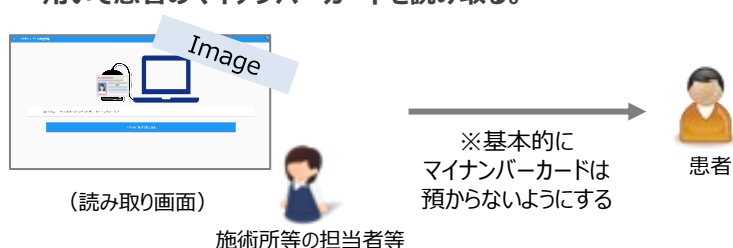
本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がPC端末に接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

資格情報の確認・閲覧について

- 療養費の支給申請書の作成等において、過去に来院した患者の資格確認結果は、翌月末までは再度確認することができます。
- 資格確認結果は、音声読み上げやコピーが可能です。

過去に来院した患者の資格確認結果の確認

① 右上の  マークをクリック



② 「セキュリティ設定」をクリック



③ 「資格確認結果検索」をクリック



④ 患者を選択



⑤ 資格情報が表示
右上「コピー」をクリックで
コピー可能



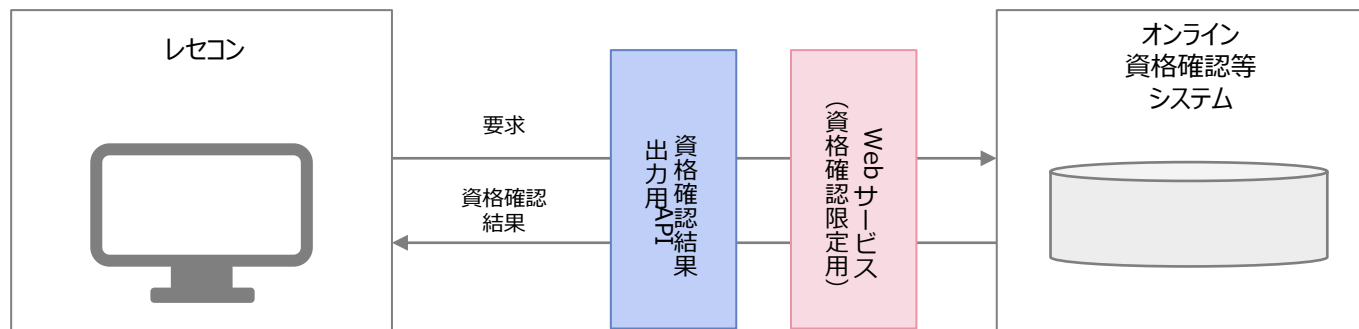
[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#)
「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照

資格確認限定型における資格情報の確認・閲覧について

- レセコンを導入している施術所については、セキュアに実施できる「レセコン連携機能」（＝APIを使った自動連携が可能となる方式。令和6年12月末実装済み）により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由して取得可能。

レセコン導入の施術所

- レセコンとAPI連携を行うことで、資格確認結果をレセコンに連携。



※ 資格確認した履歴は、施術の翌月末まで閲覧可能

※ レセコン連携機能や閲覧機能により、資格情報の確認に伴うデータ保存・管理のリスクを回避した仕組み

※ 詳細は以下「資格確認限定型レセコン連携機能について」を参照

[資格確認限定型レセコン連携機能について](#)